

令和2年度

登米市水道事業会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月1日提出〕

宮城県登米市

議案第8号

令和2年度登米市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度登米市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度登米市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主な建設改良事業	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
ア 取水施設整備事業	6,160千円	△6,160千円	0千円
イ 浄水施設整備事業	40,370千円	△1,520千円	38,850千円
ウ 配給水施設整備事業	1,163,876千円	△241,120千円	922,756千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収支及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		収	入	
		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第8款	水道事業収益	2,616,267千円	556千円	2,616,823千円
第1項	営業収益	2,272,214千円	0千円	2,272,214千円
第2項	営業外収益	343,888千円	496千円	344,384千円
第3項	特別利益	165千円	60千円	225千円

（科 目）		支	出	
		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第9款	水道事業費用	2,675,463千円	△40,563千円	2,634,900千円
第1項	営業費用	2,439,754千円	△65,936千円	2,373,818千円
第2項	営業外費用	215,040千円	25,373千円	240,413千円
第3項	特別損失	669千円	0千円	669千円
第4項	予備費	20,000千円	0千円	20,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 1,032,105千円は、過年度分損益勘定留保資金 947,356千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 84,749千円」を「不足する額 993,685千円は、過年度分損益勘定留保資金 922,682千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 71,003千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		収	入	
		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第10款	資本的収入	914,687千円	△211,429千円	703,258千円
第1項	企業債	502,300千円	△130,400千円	371,900千円
第2項	負担金及び補償金	46,603千円	△28,493千円	18,110千円
第3項	補助金	183,333千円	△26,301千円	157,032千円
第4項	出資金	173,640千円	△26,235千円	147,405千円
第5項	加入金	8,811千円	0千円	8,811千円

		支 出		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 11 款	資本的支出	1,946,792 千円	△249,849 千円	1,696,943 千円
第 1 項	建設改良費	1,213,009 千円	△248,800 千円	964,209 千円
第 2 項	企業債償還金	733,783 千円	△1,049 千円	732,734 千円

(債務負担行為)

第 5 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務の委託等に関する契約	令和 3 年度	令和 3 年度当初に計上する当該契約に係る予算の範囲内

(企業債)

第 6 条 予算第 6 条に定めた企業債を次のとおり補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のように改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ア 取水施設整備事業	千円 3,600	証 書 入 借	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 0	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
イ 浄水施設整備事業	23,700				22,500			
ウ 配水管整備事業	284,000				183,800			
エ 管路緊急改善事業	191,000				165,600			
合 計	502,300				371,900			

(たな卸資産の購入限度額)

第 7 条 予算第 9 条に定めたたな卸資産の購入限度額「32,425 千円」を「26,667 千円」に改める。

令和 3 年 2 月 1 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣